

令和元年度 第1回福岡産業保健総合支援センター久留米地域窓口運営協議会

令和2年2月20日 久留米医師会会議室

報告事項

- 1) 働き方改革にかかわる法改正について（2019年4月1日施行）

時間外労働の上限規制 一月45時間 （6か月以内ならば複数月平均月80時間まで。単月100時間未満。年720時間）

但し 自動車運転業務 建設事業 医師 は2024年4月から適用する

- 2) 年次有給休暇の確実な取得 10日以上の年次救急休暇が付与される労働者に対し年5日について毎年時機を指定して与えなければならない。

- 3) 『高度プロフェッショナル制度』を創設

職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識を必要とする業務に従事する場合に健康確保や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適応除外にできる。

その他は事業内容報告等で例年と同じ。